



## 法人後見監督の実情について

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

常任理事 秀岡 康則

### 1. 法人後見監督事務への対応

当法人の会員が成年被後見人等の成年後見人等に選任されている事件のうち、東京家庭裁判所（本庁及び立川支部）と岡山家庭裁判所が管轄裁判所となっている一定の高額資産保有事件について、当法人が成年後見監督人等に選任されている。高額資産事件では他の事件とは異なり、財産の多様性に限らず、相続・親族間の調整並びに会員相互間の調整も絡み多岐にわたっていることから、年々複雑さを増しているのが現状である。現在の受託事件数は254件であり、今までの合計受託事件数は、550件である。

### 2. 法人後見監督委員会の現状

#### (1) 法人後見監督委員会の構成及び監督事務方針並びに体制

法人後見監督委員会は担当常任理事1名、委員31名で構成されている。会員後見人等からリーガルサポートの「執務基準」「会員が受任している事件のうち本法人が成年後見監督人等に就任している事件における報告規程」等に沿った報告をLSシステムから提供を受けている。具体的には、現金預貯金出納帳記録の作成、収支実績の集計、収支予定の作成を求めている。また、当委員会での精査は事務局職員及び担当委員の協力体制が整っており、事務局職員は形式的精査（一次精査）を担当し、担当委員は事務局職員の精査を経たうえで内容を精査（二次精査）している。そして、半年に一回、会員後見人等が報告に添付した通帳等原本のPDFと通帳等の原本の突合（原本照合）を行うという監督体制をとり、会員後見人等が適切な事務を行っているかの確認をしている。

#### (2) 事務局職員の事務

事務局職員は以下の事務を担当している。

- ① 家庭裁判所への定期報告、各種申立書等の書類の送付等事務手続全般
- ② 法人の印鑑証明書及び登記事項証明書の交付
- ③ 会員から提供された報告の形式的な精査

（報告に添付すべき資料の有無の確認、報告事項の未記入の記入指示、誤記載等の修正指示等明らかな誤りの修正指示）

- ④ 報告に添付された資料と原本の突合（原本照合）作業

#### (3) 担当委員の事務

担当委員は報告の精査をするにあたり、以下の点について重点的に精査を行っている。

- ① 後見等事務報告書に相当する報告事項に関する内容の精査
- ② 通帳の写し等、現金預貯金出納帳、有価証券の取引残高報告書等、不動産登記事項証明書、保険契約証書等財産に関する資料として報告に添付を求めている資料の内容の精査

- ③会員から依頼を受けた重要な財産行為の同意・承認に関する内容の検討及び指導
- ④会員からの相談対応
- ⑤報告に添付された資料が適切かどうかの確認
- ⑥定期的に委員会を開催して、委員の監督事務スキル向上のための研修及び情報共有

### 3. 法人後見監督委員会の課題

#### (1) 受任事件の精査に対応する体制整備

事務局職員が行う精査への対応についても、委員会の指導に基づき行っていることから、数々の質問対応を行っている。また、事務局職員も真摯に対応し、委員会の大きな力になっているところであるが、新型コロナ等感染症の拡大があった際には、どうしても人員不足に陥ることも懸念されることであり、人員増員等の体制の整備は不可欠なところと考えている。

また、委員数31名と大所帯の委員会であることから、チーム分けをして、丁寧に問題点を把握し処理する必要があり、委員一人一人のレベルアップが不可欠である。

#### (2) 複雑な事案への対応

当委員会の受任事件事案は高額案件ということで、預貯金も高額であるが株式、投資信託、不動産等の多種多様な財産が含まれており、それらの財産に関する知識が必要不可欠となる。ファンドラップ（投資一任口座）、金銭信託等という通常の後見業務では見ることの少ない事案についても対応が求められていることから、事務局職員及び委員間で情報を共有し、研修等を重ねて日々の業務のレベルアップをはかる必要がある。そのためどうしても人員不足になりやすくなること、日々の業務を行いながらの対応が難しくなること等、委員会活動の問題点と感じているところである。

#### (3) 会員と委員との連携

リーガルサポートには「執務基準」が定められていて、現金預貯金出納帳を整備すること、収支実績の集計、収支予定をたてることは基準化されているのであるが、会員が後見の事務を遂行するにあたっては個人差があることから、委員と会員との間で後見事務の方針や対応の見解について相違が生じる場面もある。そういった場面では、会員と委員は相互に話し合うなどの対応を余儀なくされ、そのために多くの時間を要する場合もあることから、委員の負担も大きくなる。通常の執務の中でも法人後見監督事件と同様の執務をすることは基準化されていることであるので、本来は通常の執務でも同様の対応を会員に求めていくべきと思うところである。

### 4. おわりに

当委員会は複数の人員を介して運営しているところであり、そのため情報の共有化と会員対応とが複雑に絡みあうこと、また、本人の意思決定支援に関する対応についても今後は更に検討する必要もあるのではと感じている。まだまだ多くの課題を抱えているところである。